## 特定教育・保育施設(保育所)の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	申請·届出様式等
児童福祉法	1 施設名称 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第1項第1号	保育所の名称の変更の場合 保育所の名称を変更することについて <b>騰決した騰事録</b> (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第17条第1項第1号	変更のあった日から起算して一月以内 (根拠法令) 児童福祉法施行規則第37条第5項	【届出様式】 児童福祉施設(名称、位置等)変更届 (第17号様式) (根拠法令)郡山市児童福祉法施行細則第15条第1項
	2 施設の種類及び位置 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第1項第1号	保育所の位置の変更の場合 住居表示変更の証明等 (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第17条第1項第2号		
	3 保育所を設置しようとする者が法人である 場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第3項第2号	設置主体の名称の変更の場合 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人 の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第17条第1項第3号		【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)
	4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第1項第2号	建物の規模構造及び使用区分(保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の 設置位置等)並びに屋外遊戯場の変更の場合 ①建物及び土地の状況を示す書類(参考様式は建物及び土地の状況(第4号様式)) ②建物の変更前後の配置図及び平面図 ③土地の実測図(屋外遊戯場等の変更の場合のみ) ④建築確認通知書の写し及び検査済み証 ⑤土地及び建物の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第1号	変更の前にあらかじめ届出 (根拠法令) 児童福祉法施行規則第37条第6項	【届出様式】 児童福祉施設(構造、運営方法、責任者等)変更届 (第18号様式) (根拠法令)郡山市児童福祉法施行細則第15条第2項
	5 事業の運営についての重要事項に関する規程 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第1項第3号	定員の変更の場合 議事録の写し及び職員の構成を示す書類(参考様式は職員の構成(第5号様式)) (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第2号		
	6 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員 (根拠法令)児童福祉法施行規則第37条第1項第3の2号	(1)代表者の変更の場合 議事録の写し、代表者の履歴書及び代表者変更後の当該法人の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第3号 (2)施股長の変更の場合 保育所の施設長を変更することについて議決した議事録、 施設長の履歴書及び承認基準を充足することを証する書面 (根拠法令)郡山市保育所設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第4号		【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)

## 特定教育・保育施設(保育所)の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	申請·届出様式等
子ども・子育て支援法	1 利用定員の増加 (根拠法令)子ども・子育て支援法支援法第32条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第31条 ※事前にご相談ください。	次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を提出 (1)施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 (2)設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4)法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分(ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5)当該申請に保る事業に保る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (6)利用定員を増加しようとする理由 (根拠法令)子ども・予育で支援法施行規則第31条	※事前にご相談ください。 変更の前にあらかじめ申請 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第32条第1項	【申請様式】 確認変更申請書(第3号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第4条 【承認書様式】 確認変更に係る通知書(第4号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認の取扱いに関する要綱第4条
	2 施設名称及び設置の場所 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第1号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出	変更のあった日から起算して十日以内  (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第1項  【例外規定】 変更内容項目5に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、届出を省略することができる。  (根拠法令) 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	【届出様式】 確認内容変更届(第4号様式) (根拠法令)郡山市特定教育(保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第1項
	3 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び <b>客約書</b> を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	5 設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書 又は条例等 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第4号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	6 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものと する。)並びに設備の概要 (根拠法令)子とも・子育て支援法施行規則第29条第6号 子とも・子育て支援法施行規則第39条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	7 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第8号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び <b>誓約書</b> を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		【 <b>承認書様式】</b> 規定なし(※変更届受理のみ)
	8 運営規程 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第9号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	9 施設型給付費等の請求に関する事項 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第14号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	10 役員の氏名、生年月日及び住所 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第29条第16号 子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び <b>誓約書</b> を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第33条第2項		
	11 利用定員の減少 (根拠法令)子ども・子育て支援法第35条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第34条	次に掲げる事項を記載した書類を提出 (1)利用定員を減少しようとする年月日 (2)利用定員を減少する理由 (3)現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4)子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない 小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少 後の利用定員 (根拠法令)子ども・子育で支援法施行規則第34条	利用定員の減少の日の三月前まで (根拠法令) 子ども・子育て支援法第35条第2項	【届出様式】 利用定員減少届(第5号様式) (根拠法令)都山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第2項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)